

# 岡山市国民保護計画

(平成27年度変更)

平成28年2月

岡 山 市



# 目 次

第1編 総 論.....	1
第1章 計画の目的、構成等.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の構成.....	1
3 計画の見直し、変更手続.....	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針.....	2
1 基本的人権の尊重.....	2
2 国民の権利利益の迅速な救済.....	2
3 国民に対する情報提供.....	2
4 関係機関相互の連携協力の確保.....	2
5 国民の協力.....	2
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施.....	2
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重.....	2
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保.....	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等.....	4
第4章 市の地理的、社会的特徴.....	9
1 地形.....	9
2 気候.....	9
3 人口分布.....	9
4 道路の位置等.....	9
5 鉄道、空港、港湾の位置等.....	10
6 自衛隊施設等.....	10
第5章 計画が対象とする事態.....	12
1 武力攻撃事態.....	12
2 緊急対処事態.....	13
第2編 平素からの備えや予防.....	15
第1章 組織・体制の整備等.....	15
第1 市の体制等.....	15
1 情報収集・連絡体制.....	15
2 市の配備体制.....	15
3 消防機関の体制.....	16
4 国民の権利利益の救済に係る手続等.....	16
第2 関係機関との連携体制の整備.....	18
1 基本的考え方.....	18
2 県との連携.....	18
3 近接市町との連携.....	18
4 指定公共機関等との連携.....	19
5 ボランティア団体等に対する支援.....	19
第3 通信の確保.....	20
1 非常通信体制の整備.....	20
2 非常通信体制の確保.....	20
3 非常通信体制の整備に当たっての留意事項.....	20
第4 情報収集・提供等の体制整備.....	21
1 基本的な事項.....	21

2	警報等の伝達に必要な準備	21
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	22
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	22
第5	研修及び訓練	23
1	研修	23
2	訓練	23
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	25
1	避難に関する基本的事項	25
2	避難実施要領のパターンの作成	25
3	救援に関する基本的事項	25
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	26
5	避難施設の指定	26
6	生活関連等施設の把握等	27
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	28
1	市における備蓄	28
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	28
第4章	国民保護に関する啓発	29
1	国民保護措置に関する啓発	29
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	29
第5章	平素からの備えや予防についての事務分掌	30
第3編	武力攻撃事態等への対処	32
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	32
1	事態認定前における連絡体制の迅速な確立及び初動措置	32
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	34
第2章	市対策本部の設置等	35
1	市対策本部の設置	35
2	通信の確保	40
第3章	国民保護対策本部体制における市の業務	41
1	国民保護措置の実施体制	41
第4章	関係機関相互の連携	44
1	国・県の対策本部との連携	44
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	44
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	44
4	他の市町村長その他市町村の執行機関（以下「市町村長等」という。）に対する応援の要求、事務の委託	45
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	45
6	市の行う応援等	46
7	ボランティア団体等に対する支援等	46
8	住民への協力要請	47
第5章	警報及び避難の指示等	48
第1	警報の伝達等	48
1	警報の通知及び伝達	48
2	警報の内容の伝達方法	50
3	緊急通報の伝達等	51
第2	避難住民の誘導等	53
1	避難の指示の通知・伝達	53
2	避難実施要領の策定	55
3	避難住民の誘導	59

第6章	救援	63
1	救援の実施	63
2	関係機関との連携等	63
3	救援の内容	65
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	67
5	救援の際の物資の売り渡し要請等	67
第7章	安否情報の収集・提供	69
1	安否情報の収集・整理	69
2	県に対する報告	72
3	安否情報の照会に対する回答	72
4	日本赤十字社に対する協力	75
第8章	武力攻撃災害への対処	76
第1	武力攻撃災害への対処の基本的事項等	76
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	76
2	武力攻撃災害の兆候の通報	76
第2	応急措置等	77
1	退避の指示	77
2	警戒区域の設定	78
3	応急公用負担等	79
4	消防に関する措置等	80
第3	生活関連等施設における災害への対処等	82
1	生活関連等施設の安全確保	82
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	82
第4	NBC攻撃による災害への対処等	84
1	応急措置の実施	84
2	国の方針に基づく措置の実施	84
3	関係機関との連携	84
4	汚染原因に応じた対応	84
5	市長の権限	85
6	要員の安全の確保	86
第9章	被災情報の収集及び報告	87
1	被災情報の収集及び報告	87
第10章	保健衛生の確保その他の措置	88
1	保健衛生の確保	88
2	廃棄物の処理	88
第11章	国民生活の安定に関する措置	90
1	生活関連物資等の価格安定	90
2	避難住民等の生活安定等	91
3	生活基盤等の確保	91
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	92
1	赤十字標章等	92
2	特殊標章等	92
3	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	93
4	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	93
第4編	復旧等	94
第1章	応急の復旧	94
1	市が管理する施設及び設備の緊急点検等	94
2	通信機器の応急の復旧	94

3	ライフライン施設及び輸送路の確保に関する応急の復旧.....	94
4	県に対する支援の求め.....	94
第2章	武力攻撃災害の復旧.....	95
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等.....	96
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求.....	96
2	損失補償、実費弁償及び損害補償.....	96
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん.....	96
第5編	緊急対処事態への対処.....	97
1	緊急対処事態.....	97
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達.....	97
資料編		
	【用語集】.....	資料1
	【避難実施要領のパターンについて】.....	資料7

**用 語**  
(本計画中で使用する用語の意味と正式名称)

○**国民保護法**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
(平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号)

○**国民保護法施行令**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令  
(平成 16 年 9 月 15 日政令第 275 号)

○**基本指針**

国民の保護に関する基本指針 (国民保護法第 32 条)

○**県**

岡山県知事及びその他の執行機関

○**市**

岡山市長及びその他の執行機関

○**県国民保護計画**

岡山県の国民の保護に関する計画「岡山県国民保護計画」(国民保護法第 34 条)

○**本計画**

岡山市の国民の保護に関する計画「岡山市国民保護計画」(国民保護法第 35 条)

○**県対策本部**

岡山県国民保護対策本部 (国民保護法第 27 条)

○**市対策本部**

市国民保護対策本部 (国民保護法第 27 条)

○**国民保護措置**

国民の保護のための措置



# 第1編 総論

## 第1章 計画の目的、構成等

### 1 計画の目的

我が国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、またはその恐れがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。

本計画は、基本指針及び県国民保護計画に基づき、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項及び市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定め、市として適切な体制の整備を図るとともに、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

### 2 計画の構成

本計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

### 3 計画の見直し、変更手続

#### (1) 計画の見直し

本計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

本計画の見直しに当たっては、岡山市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

#### (2) 計画の変更手続

本計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議して行う（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、この限りでない。）。なお、変更後、市議会に報告し、公表する。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限尊重する。また、国民の自由と権利に制限が及ぶような場合にあっては、その制限は、必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、強制にわたることがないように特に留意して、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等の保護について留意する。

また、市は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

特に、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

## 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

#### 【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
岡山市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 岡山市国民保護計画の作成</li> <li>2 岡山市国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 岡山市国民保護対策本部及び岡山市緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

#### 【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
岡山県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 岡山県国民保護計画の作成</li> <li>2 岡山県国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 岡山県国民保護対策本部及び岡山県緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</li> <li>4 警察通信の確保及び統制</li> </ol>
中国四国防衛局 (津山防衛事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管財産の使用に関する連絡調整</li> </ol>
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成</li> </ol>
中国財務局 (岡山財務事務所) (岡山財務事務所倉敷出張所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する財政融資資金の貸付</li> <li>2 金融機関に対する特別措置の要請</li> <li>3 国有財産の無償貸付等</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</li> </ol>
神戸税関 (宇野税関支署) (水島税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸入物資の通関手続</li> </ol>
中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援等に係る情報の収集及び提供</li> </ol>
岡山労働局 (県内公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の雇用対策</li> </ol>
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急用食料の調達・供給</li> <li>2 農業関連施設の応急復旧</li> </ol>
近畿中国森林管理局 (岡山森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</li> </ol>
中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給の確保</li> <li>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ol>
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保</li> <li>2 鉱山における災害時の応急対策</li> </ol>
中国地方整備局 (岡山河川事務所) (岡山国道事務所) (苫田ダム管理所) (宇野港湾事務所) (岡山営繕事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ol>

中国運輸局 (岡山運輸支局:本庁舎) (岡山運輸支局:玉野庁舎) (水島海事事務所)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (大阪空港事務所) (岡山空港出張所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
大阪管区气象台 (岡山地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 (水島海上保安部) (玉野海上保安部) (福山海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施 2 国民に対する情報の提供 3 国民の保護に関する業務計画の作成 4 組織の整備 5 訓練 6 被災情報の収集、報告 7 管理する施設、設備の応急復旧 8 武力攻撃災害の復旧 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

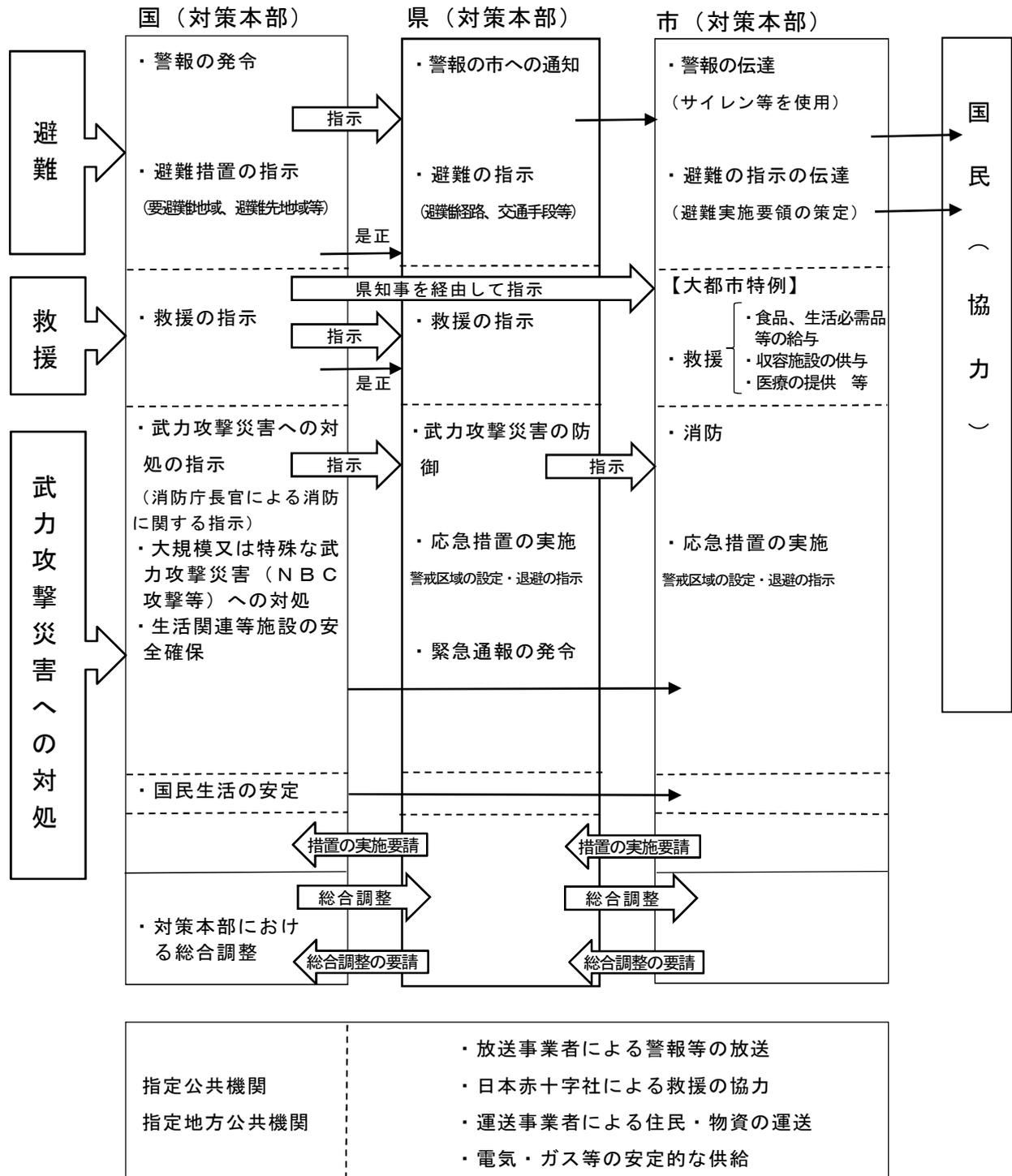
電気事業者	1 電気の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路等の管理者	1 道路等の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等

**【指定地方公共機関】**

機関の名称	事務又は業務の大綱
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施 2 国民に対する情報の提供 3 国民の保護に関する業務計画の作成 4 組織の整備 5 訓練 6 被災情報の収集、報告 7 管理する施設、設備の応急復旧 8 武力攻撃災害の復旧 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療関係機関	1 医療の確保

(参考)

## 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

### 1 地形

岡山市は、岡山県南部のほぼ中央に位置し、北に吉備高原、南に瀬戸内海を擁し6市4町と市境を接している。面積は789.96km<sup>2</sup>で、県土の11.1%を占めている。

地形の特性をみると、市土は北部丘陵地、平野部、児島山地の3つに大別される。

北部丘陵地は、東部吉備高原山地の一部で、地形輪廻の各過程の地形が見られ、特に足守川以西の丘陵斜面は急傾斜で幼年期谷が分布している。

平野部は、旭川、吉井川、笹ヶ瀬川等の沖積作用によって形成され、16世紀末からは干拓事業によって急速に平野部面積が拡大されていった。

児島山地は、瀬戸内海の島しょであったが、平野の拡大によって陸係化し、半島となった。

また、水系は、一級河川水系の旭川水系、吉井川水系、二級河川水系の笹ヶ瀬川水系、倉敷川水系等からなっている。

### 2 気候

岡山市は、瀬戸内式気候区に属し、平均気温が南部で16℃前後、北部で14℃前後と年間を通して比較的温暖で、日照時間は2,000時間を超えている。近年10年間の降水量の平均値は1,101mm（岡山地方气象台）である。

また、降雪はほとんどなく、台風等の自然災害も比較的少ない地域である。

### 3 人口分布

明治22年6月1日、市制及び町村制の施行とともに岡山区を改めて岡山市となった。

岡山市は古くから中・四国の交通の要衝として繁栄し、市制施行のとき戸数9,581戸、人口47,564人であったが、順次隣接の町村を編入し、また、公有水面の埋立てによる新生地の編入により市域を広げてきた。昭和44年から50年にかけては昭和44年2月18日西大寺市、昭和46年には1月8日一宮町、津高町、高松町、3月8日吉備町、妹尾町、福田村、5月1日上道町、興除村、足守町の7町2村と、昭和50年5月1日藤田村と合併し、最近では平成17年3月22日に御津町、灘崎町と平成19年1月22日には建部町、瀬戸町と合併し、岡山県の県都としてはもとより東瀬戸内圏の政治、経済、文化、交通の中心地として発展してきた。

なお、平成22年国勢調査では、296,790世帯、709,584人となった。

### 4 道路の位置等

高速道路は、東西方向に山陽自動車道、南北方向に岡山自動車道が整備され、全国的な幹線道路網の一部を形成し、一般国道では、国道2号、国道180号、国道250号、国道484号が東西方向に、国道30号、国道53号、国道429号が南北方向に整備されており、県道とともに市の骨格的な道路網を形成している。

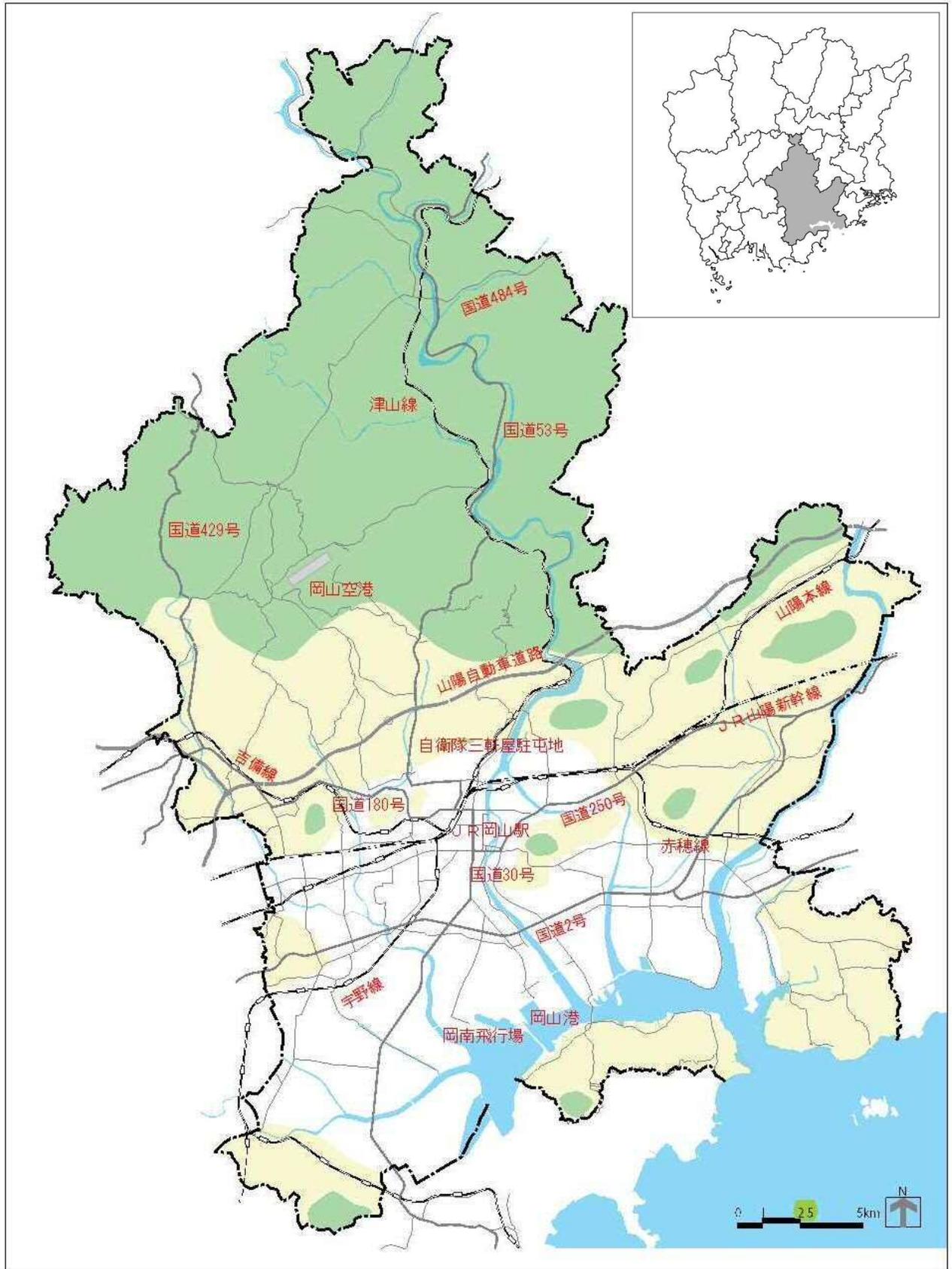
## 5 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、JR山陽新幹線が東西に敷設され、在来線では、山陽本線をはじめ、伯備線、瀬戸大橋線、宇野線、津山線、赤穂線、吉備線がJR岡山駅から各地域に連絡しており、中四国の結節点として拠点的作用を担っている。

空港は、岡南飛行場及び3,000mの滑走路を有する岡山空港があり、国から指定されている重要港湾である岡山港がある。

## 6 自衛隊施設等

自衛隊施設としては、三軒屋駐屯地があり、岡山駅から約4.5kmの市北部郊外に位置している。同駐屯地には、関西補給処三軒屋弾薬支処及び第305施設隊等の部隊が駐屯している。



岡山市概要図

## 第5章 計画が対象とする事態

### 1 武力攻撃事態

本計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画において想定している各類型の特徴及び留意点は次のとおりである。

#### (1) 着上陸侵攻

##### ① 特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

船舶により上陸を行う場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。また、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。

##### ② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難や広域避難が必要となる。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

##### ① 特徴

事前にその活動を予測あるいは察知することが困難で、突発的に被害が生ずる。このため、都市部をはじめ、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要となる。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、被害は施設の破壊等が主となる。被害範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、ダーティボム（\*）が使用される場合がある。

\*ダーティボム（汚い爆弾）：爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾

##### ② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行うこととし、事態の状況により、緊急通報の発令、退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置が必要となる。

### (3) 弾道ミサイル攻撃

#### ① 特徴

発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭\*）を着弾前に特定することは困難である。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が主となる。

\*NBC：核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)

#### ② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、特に迅速な情報伝達や行動などの初動が重要であり、屋内への避難指示や消火活動が中心となる。

### (4) 航空攻撃

#### ① 特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部に対する攻撃のほか、生活関連等施設が目標となることもある。

#### ② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、生活関連等施設に対する攻撃の場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に、当該施設の安全確保や施設周辺への立入禁止措置等を実施する必要がある。

## 2 緊急対処事態

本計画における緊急対処事態の定義は次の(1)のとおりとし、(2)及び(3)のような事態を対象とする。

(1) 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

#### (2) 攻撃対象施設等による分類

##### ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 原子力事業所等の破壊

イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

ウ 危険物積載船への攻撃

エ ダムの破壊

##### ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(3) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
  - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
  - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
  - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
  - ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
  - イ 弾道ミサイル等の飛来

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市の体制等

##### 1 情報収集・連絡体制

市は、武力攻撃等の発生に備え、国や県その他関係機関との情報収集・連絡体制を確立するため、夜間・休日の連絡体制の整備などにより、24時間即応可能な体制を確立する。

##### 2 市の配備体制

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備する。

###### 【職員配備体制】

	体 制	配 備
①	担当課体制	危機管理室職員
②	緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に移行するための準備に必要な要員（概ね全職員の1割程度を基準として参集を行うが、個別の事態の状況に応じて、市長がその都度判断）
③	国民保護対策本部体制	原則として、全ての市職員

###### 【体制の設置基準】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全局課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全局課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全局課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全局課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

### 3 消防機関の体制

#### (1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の配備体制を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における配備体制等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施に要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

#### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の

定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関相互の連絡の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、「避難」、「救援」等の個々の国民保護措置に関して、関係機関による意見交換の場を設ける。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と連携を図る。

### 3 近接市町との連携

#### (1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている近接市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

#### 4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

#### 5 ボランティア団体等に対する支援

(1) ボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、ボランティア関係団体等との連携を図り武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(2) 自主防災組織等に対する支援

市は、研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、消防団及び自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

## 第3 通信の確保

### 1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

### 3 非常通信体制の整備に当たっての留意事項

#### （1）施設・設備面

- ① 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の通信手段の整備、通信機器装置の二重化等、障害発生時における非常通信体制の整備を図る。
- ③ 無線通信ネットワークの整備・拡充及び関係機関との相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ④ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、市・県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
- ⑤ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

#### （2）運用面

- ① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素からの情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ② 武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。また、アマチュア無線の団体への協力要請についても検討する。
- ③ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- ④ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ⑤ 国民に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要

する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

- ⑥ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳、通信途絶及び庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ⑦ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

### 1 基本的な事項

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を、ヘリコプターテレビ電送システム等その保有する手段を活用して収集、整理し、関係機関及び住民にこれらの情報を提供するための体制の整備に努める。

特に、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に配慮すべき者に対しても、情報が迅速に提供できるよう必要な検討を行う。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法及び伝達先等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

#### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、可聴範囲の拡大を図る。

#### (3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

#### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して、その伝達方法等を定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるように、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等、安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関を統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、国民保護の趣旨を十分理解してもらうことを前提に、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### 【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

#### 【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の内容の伝達訓練
  - ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- (3) 訓練に当たっての留意事項
- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
  - ② 住民の避難誘導や救援等の訓練においては、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
  - ③ 訓練には、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
  - ④ 住民に対し広く訓練への自発的な参加を呼びかける。また、訓練の開催時期、場所等の設定に当たっては、住民の参加が得られるよう配慮する。
  - ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
  - ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図や道路網、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を常備する。

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応に準じ、これらの者が優先的に避難できるよう、平素から関係部局、消防、県警察、町内会、自主防災会等と緊密な連携のもと、高齢者、障害者等の避難対策を講ずる。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県及び県警察等、関係機関との協議により、国が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について、特に配慮する。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、大都市の特例により、県と同様の立場で救援を行うことから、迅速かつ的確に救援に関する措置を実施できるよう、市の行う救援の内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

また、市は実施すべき各項目について関係機関と密接な連携体制を構築するなど、平素から実施体制の整備を図る。

なお、市と県との役割分担は、概ね以下のとおりである。

項 目	実施主体	
	県	市
①収容施設の供与	◎	◎
②食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	○	◎
③医療の提供及び助産	◎	◎
④被災者の捜索及び救出	◎	◎
⑤埋葬及び火葬	◎	◎
⑥電話その他の通信設備の提供	◎	◎
⑦武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	◎
⑧学用品の給与	○	◎
⑨死体の捜索及び処理	◎	◎
⑩武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	◎	◎

注) 表中の◎は主な実施主体を示し、○は補助を示す。

#### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、住民の避難及び緊急物資の運送を迅速かつ適切に行えるよう、運送体制の整備に努める。また、県と連携して市内の輸送力、輸送施設に関する情報及び運送経路の情報把握に努める。

#### 5 避難施設の指定

##### (1) 避難施設の指定の考え方

市は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、県と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

##### (2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないように配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有すると共に、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続き

市は、避難施設を指定しようとするときは、あらかじめ施設管理者の同意を文書により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

市は、避難施設を指定した場合は、速やかに知事へ報告する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

市は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴うときは、国民保護法第149条に基づき市にあらかじめ届け出る必要があることを周知する。

また、届出があった場合は、速やかに知事へ報告する。

(5) 避難施設データベースの共有化

市は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理すると共に、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を県に報告する。

また、避難施設の変更があった場合は、定期的に県に報告する。

【避難施設について把握しておくべき 標準的な項目】

- |  |    |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・施設の名称</li><li>・施設の所在地（郵便番号・住所）、連絡先（電話番号・FAX番号）</li><li>・管理する担当窓口（名称・電話番号・FAX番号）</li><li>・施設の面積、構造</li><li>・施設の保有設備（トイレ、給食設備、浴室、シャワー等）</li></ul> | ほか |
|--|----|

(6) 県及び市民等に対する情報提供

市は、市民等の避難誘導等を円滑に行うため、避難施設データベースの情報を県に提供する。

また、市民等に対しても、県、消防、県警察等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等市民等が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保に関する必要な措置を定める。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 県との連携

市は、国及び県の整備の状況等も踏まえ、国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資材について、県と連携しつつ対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、自ら管理する施設及び設備が国民保護措置の実施のために使用される場合に備えて、それぞれ当該施設及び設備の整備、点検を行う。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつその適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対して様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報や、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等、住民がとるべき行動について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国や県が作成する各種資料等の活用により、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努めるとともに、高齢者、障害者等の保護や国際人道法の的確な実施の確保についても留意するよう住民に対し周知に努める。

## 第5章 平素からの備えや予防についての事務分掌

本編第1章から前章までの事務の分担は、次のとおりとする。

なお、各部は、第3編第3章に定める国民保護措置を行う業務の実施に必要な準備を行う。

事 務	頁	担当部署
1. 国民の権利利益の救済に係る手続等に関する事	16	総務部・危機管理部
2. 国民保護措置の実施のための関係連絡先の把握及び意見交換の場の設定に関する事	18	
3. 県及び県警察との連携に関する事	18	
4. 近接市町との連携に関する事	18	
5. 指定公共機関等への連絡のための基礎資料の整備に関する事	19	
6. 関係機関との協定の締結等連携体制の整備に関する事	19	
7. 自主防災組織に対する支援に関する事	19	
8. 非常通信体制の整備に関する事	20	
9. 警報の伝達体制の整備に関する事	21	
10. 安否情報の収集、整理のための必要な準備に関する事	22	
11. 被災情報の収集報告に必要な準備に関する事	22	
12. 国民保護措置に関する研修及び訓練の実施に関する事	23	
13. 避難に関する基礎的資料（道路網、避難施設のリスト）の常備に関する事	25	
14. 避難に関する隣接市町との連携の確保に関する事	25	
15. 避難に関する民間事業者からの協力の確保に関する事	25	
16. 避難に関する学校や事業所との連携に関する事	25	
17. 避難実施要領パターン作成に関する事	25	
18. 県が行う救援措置との調整に関する事	25	
19. 運送経路及び輸送力等の把握に関する事	26	
20. 避難施設の指定及び廃止等の周知に関する事	26	
21. 避難施設情報の整理及び住民への周知に関する事	27	
22. 生活関連等施設の把握に関する事	27	
23. 生活関連等施設管理者に対する安全確保措置の要請に関する事	27	
24. 物資及び資材の備蓄並びに施設及び設備の整備等に関する事	28	
25. 国民保護措置に関する啓発に関する事	29	

26. 消防団の充実、活性化の推進に関すること	16	消防部
27. 消防機関の連携体制の整備に関すること	19	
28. 消防機関のNBC対応資機材等の把握に関すること	19	
29. ボランティア関係団体との連携、支援に関すること	19	市民協働部
30. 外国人への通報のための伝達方法の検討に関すること	21	
31. 医療機関との連携に関すること	19	保健福祉部
32. 避難に関する高齢者、障害者等への配慮に関すること	25	
33. 関係機関との協定の締結等連携体制の整備に関すること	19	関係部
34. 市が管理する生活関連等施設の安全確保に関すること	27	
35. 市が管理する施設及び設備の整備、点検に関すること	28	

※担当部署は、災害対策本部における部名を記載した。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

#### 1 事態認定前における連絡体制の迅速な確立及び初動措置

##### (1) 担当課体制及び緊急事態連絡室体制

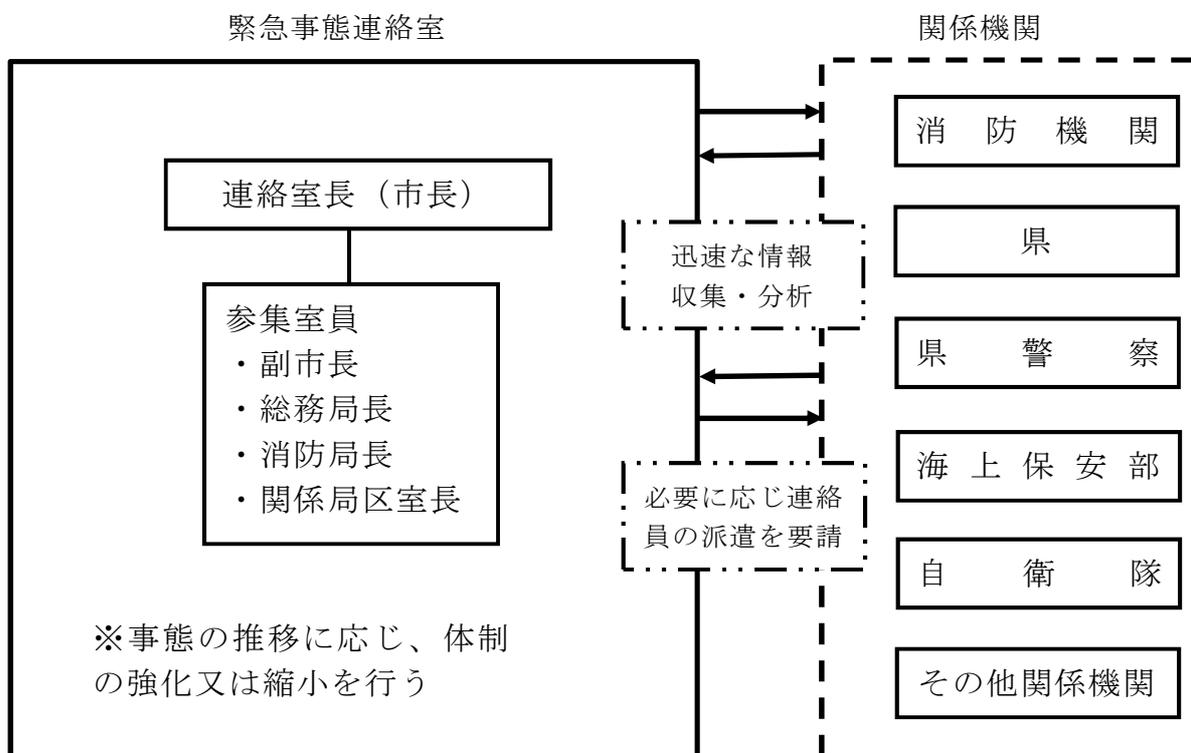
###### ① 担当課体制

市長は、住民からの通報その他の情報により多数の死傷者が発生するなどの事案が発生するおそれがあるとの情報を入手したときは、直ちに、県及び県警察に連絡を行うとともに、第2編第1章第1の2の体制の設置基準に基づき、担当課体制をとり、県、県警察、消防機関、その他関係機関等から情報収集を行う。

###### ② 緊急事態連絡室体制

市長は、住民からの通報その他の情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握したときは、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### 【市緊急事態連絡室の構成】



また、緊急事態連絡室は、消防機関をはじめ、その他関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 国民保護対策本部に移行する場合の調整

① 緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、市長は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

② 市は、多数の人を殺傷する行為等の発生に伴う災害に対処するため災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置している場合において、当該事案について国が武力攻撃事態等の事態認定を行い、市対策本部を設置すべき市の指定を通知してきたときは、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

その場合において、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられているときは、その措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなどの調整を行う。

	事案覚知等	事態認定	本部設置指定※1
体制	市緊急事態連絡室		市国民保護対策本部体制
	<被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当(※2)> 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置可能		
対処措置	消防法等に基づく措置 (例) 消防警戒区域設定、救急業務 <被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当> 災害対策基本法に基づく各種対処措置が実施可能 (例) 避難の指示、警戒区域設定、物件の除去	国民保護法に基づく措置 (例) 退避の指示、警戒区域の設定、本部設置前は本部設置指定要請	国民保護措置 (例) 警報伝達、避難実施要領の作成、避難住民の誘導など

- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の役割

市対策本部は、市内で実施する国民保護措置の総合的な推進に関する事務を行う。

#### (2) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、緊急連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、保健福祉会館8階に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、被災により市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、市長は、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

#### (3) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(4) 市対策本部の組織構成

市対策本部の組織構成は次のとおりとする。

	本部長	市長	副本部長	副市長
本 部 員	危機管理部長、市長公室・政策部長、総務部長、財政部長、市民生活部長、市民協働部長、保健福祉部・岡山っ子育て部長、環境部長、経済部長、都市整備部長、下水道河川部長、会計部長、水道部長、市場部長、消防部長、教育部長、応援部長、北区本部長、中区本部長、東区本部長、南区本部長			

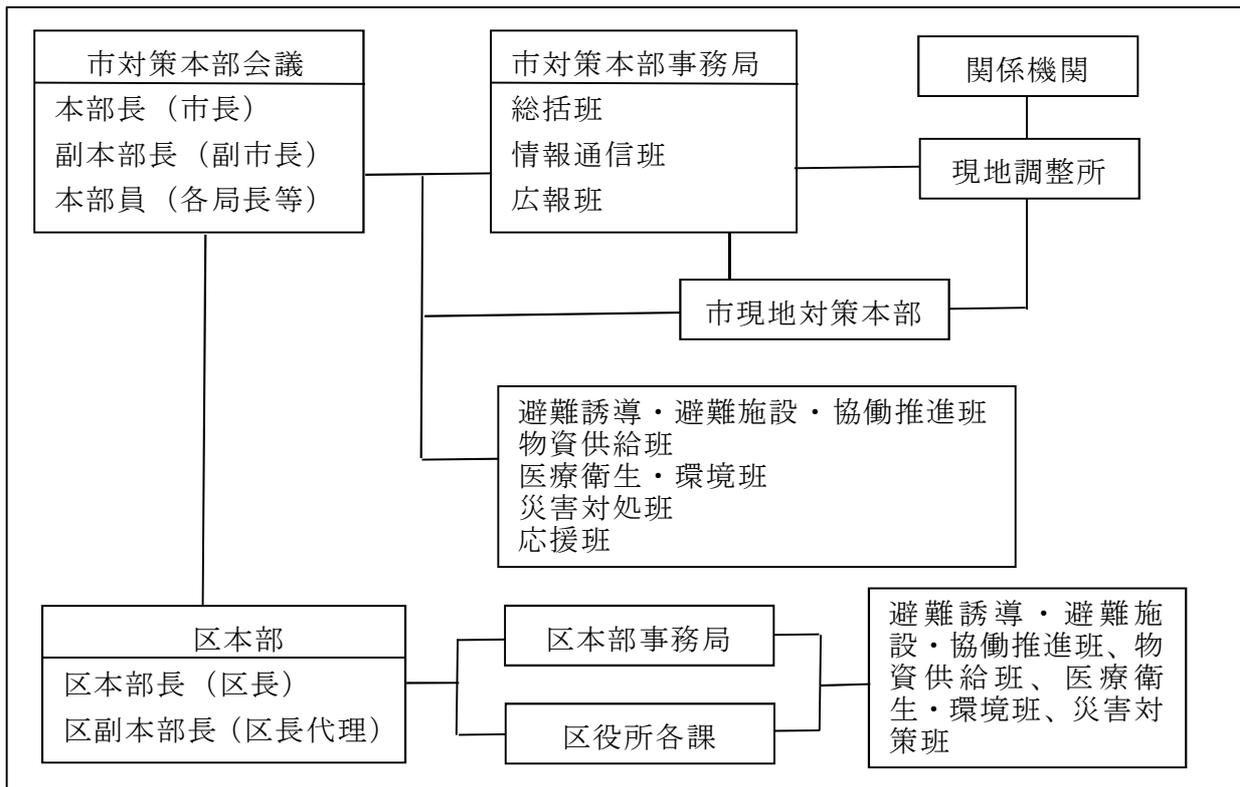
※各部長は災害対策本部の組織に準じる。

市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする。

【市対策本部事務局の組織及び事務分掌】

	機 能
総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部会議の運営に関すること</li> <li>・収集した情報の市対策本部への報告に関すること</li> <li>・市対策本部長が決定した方針に基づく市国民保護実施体制各班に対する具体的な指示に関すること</li> <li>・現地調整所及び現地対策本部との連絡・調整に関すること</li> <li>・市が行う国民保護措置に関する調整に関すること</li> <li>・他の市町村に対する応援の要請、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること</li> <li>・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること</li> <li>・市対策本部の参集に関すること</li> <li>・市対策本部員等のローテーション管理に関すること</li> <li>・食料の調達等庶務に関すること</li> </ul>
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災情報、避難や救援の実施状況、災害への対応状況、安否情報、その他統括班等から収集を依頼された情報等に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関すること</li> <li>・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること</li> <li>・通信回線や通信機器の確保に関すること</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動に関すること</li> </ul>

【市国民保護対策本部組織図】



(5) 区本部の設置

市長は、国民保護措置が各区において迅速かつ的確に実施されるよう、各区に区本部を設置する。

【市対策本部と区本部との関係】

- ① 武力攻撃災害が発生した場合、発生地区を所管する区役所が、区本部を設置し、市対策本部と連携して初期対応を行う。
- ② 区本部は事務分掌に従って災害対応を行うとともに、市対策本部に状況報告を行い、災害の規模によっては応援職員の派遣依頼を行う。
- ③ 応援職員の派遣依頼を受けた市対策本部は、区の災害の程度を勘案し、応援班及び他の区役所等から職員を派遣することができる。

【区本部の事務分掌】

- ・ 警報及び武力攻撃災害緊急通報の伝達に関すること
- ・ 避難指示の伝達に関すること
- ・ 避難住民の誘導に関すること
- ・ 避難住民等の収容に関すること
- ・ 避難住民等の救援に関すること
- ・ 被災情報及び安否情報等の収集、整理及び提供に関すること
- ・ 安全・安心ネットワーク、町内会、自主防災組織等との連携に関すること
- ・ その他、区本部として行う国民保護措置に関すること

(6) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(7) 市現地対策本部の設置

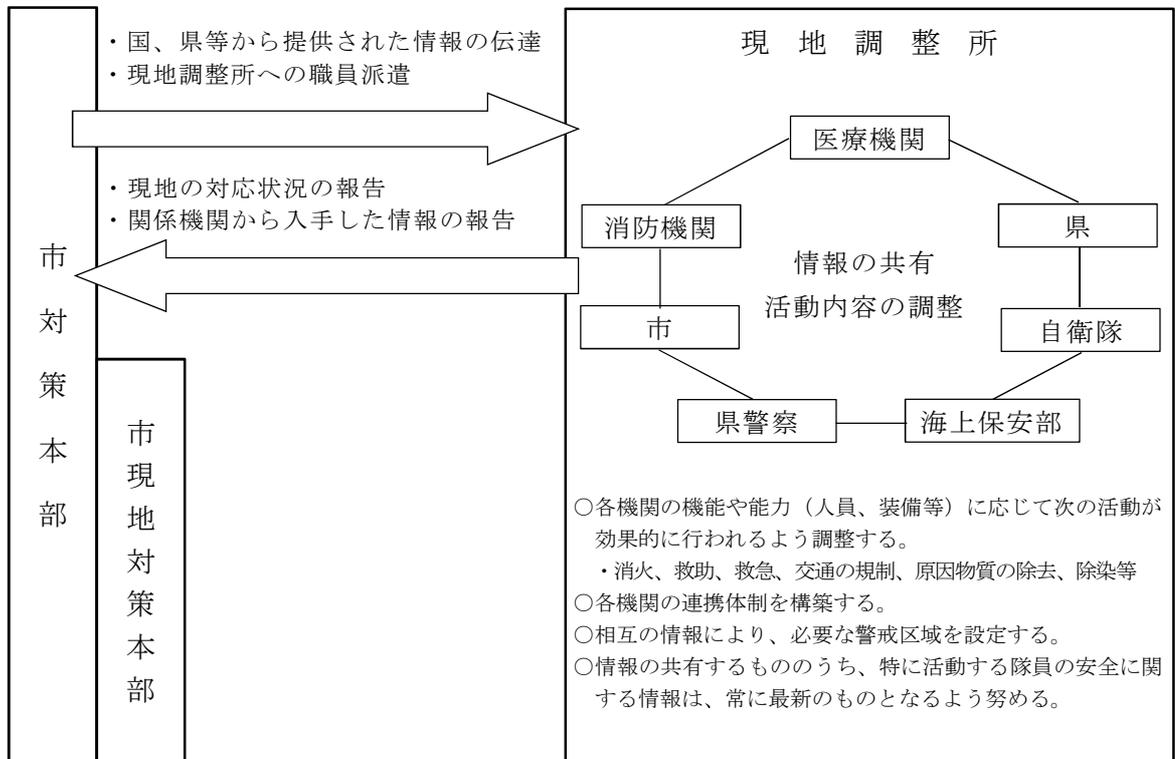
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(8) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う等。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。

また、現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(9) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(10) 市対策本部の解散

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を解散する。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、同報系・移動系防災行政無線、インターネット等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を報告する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 国民保護対策本部体制における市の業務

### 1 国民保護措置の実施体制

国民保護対策本部体制においては、次の各班を置く。

(1) 総括班・情報通信班	頁
○構成：総務部、危機管理部	
①各班が実施する国民保護措置の総合調整に関すること	
②各班が実施する国民保護措置に係る市対策本部への報告及び市対策本部の指示の各班への伝達に関すること	
③国・県の対策本部及び現地対策本部との連携に関すること	44
④知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等に関すること	44
⑤自衛隊の部隊等の派遣要請等に関すること	44
⑥他の市町村又は県への応援の要求に関すること	45
⑦他の地方公共団体に対する事務の委託に関すること	45
⑧指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請に関すること	45
⑨他の市町村及び指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等に関すること	46
⑩自主防災組織に対する支援に関すること	46
⑪警報及び緊急通報の通知及び伝達に関すること	48
⑫市の救援実施に関する関係機関等との連携及び要請に関すること	63
⑬安否情報の収集・整理に関すること	69
⑭安否情報の県への報告に関すること	72
⑮安否情報の照会に対する回答に関すること	72
⑯武力攻撃災害に係る知事への措置要請に関すること	76
⑰武力攻撃災害の兆候に係る県への通報に関すること	76
⑱退避の指示の発令に関すること及び県の対策本部長への報告に関すること	77
⑲被災情報の収集・整理に関すること	87
⑳特殊標章等の交付及び管理に関すること	92
㉑市の情報通信手段の確保及び防災行政無線等の応急復旧並びに総務省への連絡に関すること	94
㉒市の医療救護活動に関する関係機関等との連携及び要請に関すること	81
(2) 広報班	頁
○構成：市長公室・政策部	
①退避の指示の住民への周知に関すること	77
②警戒区域の住民への周知に関すること	78

(3) 避難誘導・避難施設・協働推進班 ○構成：消防部、市民生活部、保健福祉部、市民協働部、政策部、教育部、各区本部	頁
①ボランティア団体等に対する支援及びボランティアに関する調整に関すること	46
②住民への協力要請（避難住民の誘導、避難住民等の救援）に関すること	47
③避難実施要領の策定に関すること	55
④市が行う避難住民の誘導に関すること	59
⑤警察官等による避難住民の誘導の要請に関すること	59
⑥避難誘導時における現地調整所の設置及び関係機関との情報共有や活動調整に関すること	59
⑦避難所等における安全確保等に関すること	60
⑧避難住民の誘導に係る県に対する要請等に関すること	60
⑨避難住民の誘導に係る運送事業者に対する運送の要請等に関すること	61
⑩避難住民の復帰のための措置に関すること	61
⑪救援の実施（収容施設の供与）に関すること	63
⑫救援の実施（電話その他の通信設備の提供）に関すること	63
⑬警戒区域の設定及び警戒区域の設定に伴う措置等に関すること	78
(4) 物資供給班 ○構成：財政部、保健福祉部、市場部、水道部、各区本部	頁
①民間からの救援物資の受入れに関すること	47
②避難住民の誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供に関すること	60
③救援の実施（食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与）に関すること	63
④救援の実施（学用品の給与）に関すること	63
(5) 医療衛生・環境班 ○構成：保健福祉部、環境部、市民生活部、各区本部	頁
①住民への協力要請（保健衛生の確保）に関すること	47
②動物の保護に関すること	60
③救援の実施（医療の提供及び助産）に関すること	63
④救援の実施（被災者の捜索及び救出）に関すること	63
⑤救援の実施（埋葬及び火葬）に関すること	63
⑥救援の実施（死体の捜索及び処理）に関すること	63
⑦保健衛生の確保に関すること	88
⑧廃棄物の処理に関すること	88
⑨医療救護活動に関すること	67
(6) 災害対処班 ○構成：消防部、経済部、都市整備部、下水道河川部、水道部、各区本部	頁
①住民への協力要請（消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置）に関すること	47
②救援の実施（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）に関すること	63
③救援の実施（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）に関すること	63

④応急公用負担に関すること	79
⑤消防機関による被害情報の把握に関すること	80
⑥消防相互応援協定等に基づく応援要請に関すること	80
⑦緊急消防援助隊等に基づく応援要請に関すること	80
⑧消防の応援の受入れに関すること	80
⑨消防措置に係る医療機関との連携に関すること	81
⑩生活関連等施設の状況の把握に関すること	82
⑪生活関連等施設の安全確保に関すること	82
⑫危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除に関すること	82
⑬NBC攻撃に係る応急措置の実施に関すること	84
⑭NBC攻撃の汚染拡大防止のための措置に関すること	84
⑮NBC攻撃に係る関係機関との連携に関すること	84
⑯NBC攻撃に係る汚染原因に応じた対応に関すること	84
⑰生活関連等物資等の価格安定に関すること	90
⑱避難住民等の生活安定等に関すること	91
⑲生活基盤等の確保に関すること	91
⑳輸送路の確保に関する応急の復旧に関すること	94
(7) 応援班 ○構成：議会事務局、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局	頁
①他班の応援に関すること	

関係部署共通業務

各部の管轄に係る施設等の適切な管理
各部の管轄に係る施設等の緊急点検、応急復旧
武力攻撃災害への対処に当たる職員の安全確保
各部が管理する生活関連等施設の安全確保措置

(注) 各部には、それぞれが総括する出先機関、出先事務所を含む。

## 第4章 関係機関相互の連携

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、必要に応じ連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。さらに、国の現地対策本部による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合は、当該協議会に出席し、国民保護措置に関する情報交換を行い、国及び県が実施する国民保護措置について相互に協力して連携を図る。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにして、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにして、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにして、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊岡山地方協力本部長又は陸上自衛隊第13特科隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては

呉地方総監、航空自衛隊にあつては西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

**【自衛隊派遣による国民保護措置】**

- ① 避難住民の誘導(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
- ② 避難住民等の救援(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
- ③ 武力攻撃災害への対処(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

**4 他の市町村長その他市町村の執行機関(以下「市町村長等」という。)に対する応援の要求、事務の委託**

(1) 他の市町村長等への応援の要求

市長その他市の執行機関(以下「市長等」という。)は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、知事等に対して応援を求める。

(3) 事務の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、その事務の全部又は一部を、次の事項を明らかにして、他の地方公共団体に委託する。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

- ② 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、その旨を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

**5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請**

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要

があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあったときには、次のような正当な理由がある場合を除き、応援を実施する。
- ア 求められた応援を実施することができないとき
  - イ 他の機関が実施する国民保護措置と競合するとき
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

- 市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、次のような正当な理由がある場合を除き、応援を実施する。
- ア 求められた応援を実施することができないとき
  - イ 他の機関が実施する国民保護措置と競合するとき

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の円滑な実施を促進するため、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等の支援に努める。

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態の状況を踏まえ、安全確保を最優先し、ボランティア活動の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

**8 住民への協力要請**

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

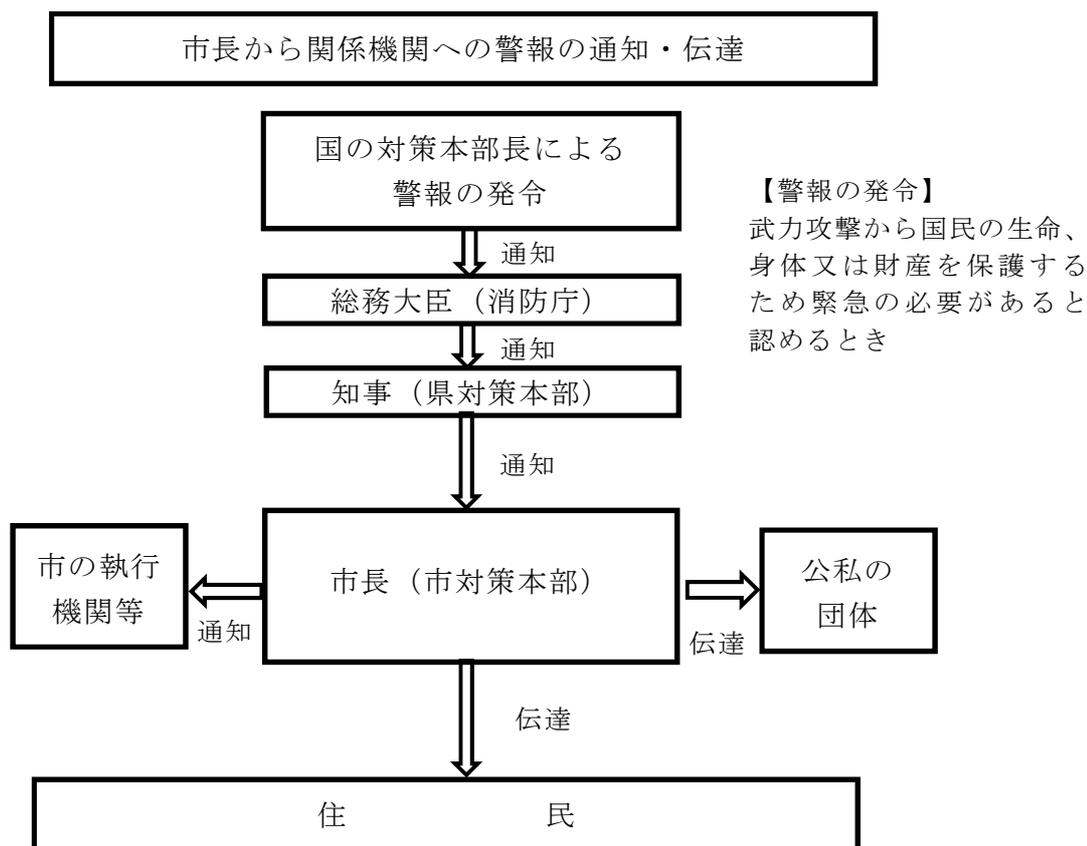
- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

## 第5章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

#### 1 警報の通知及び伝達

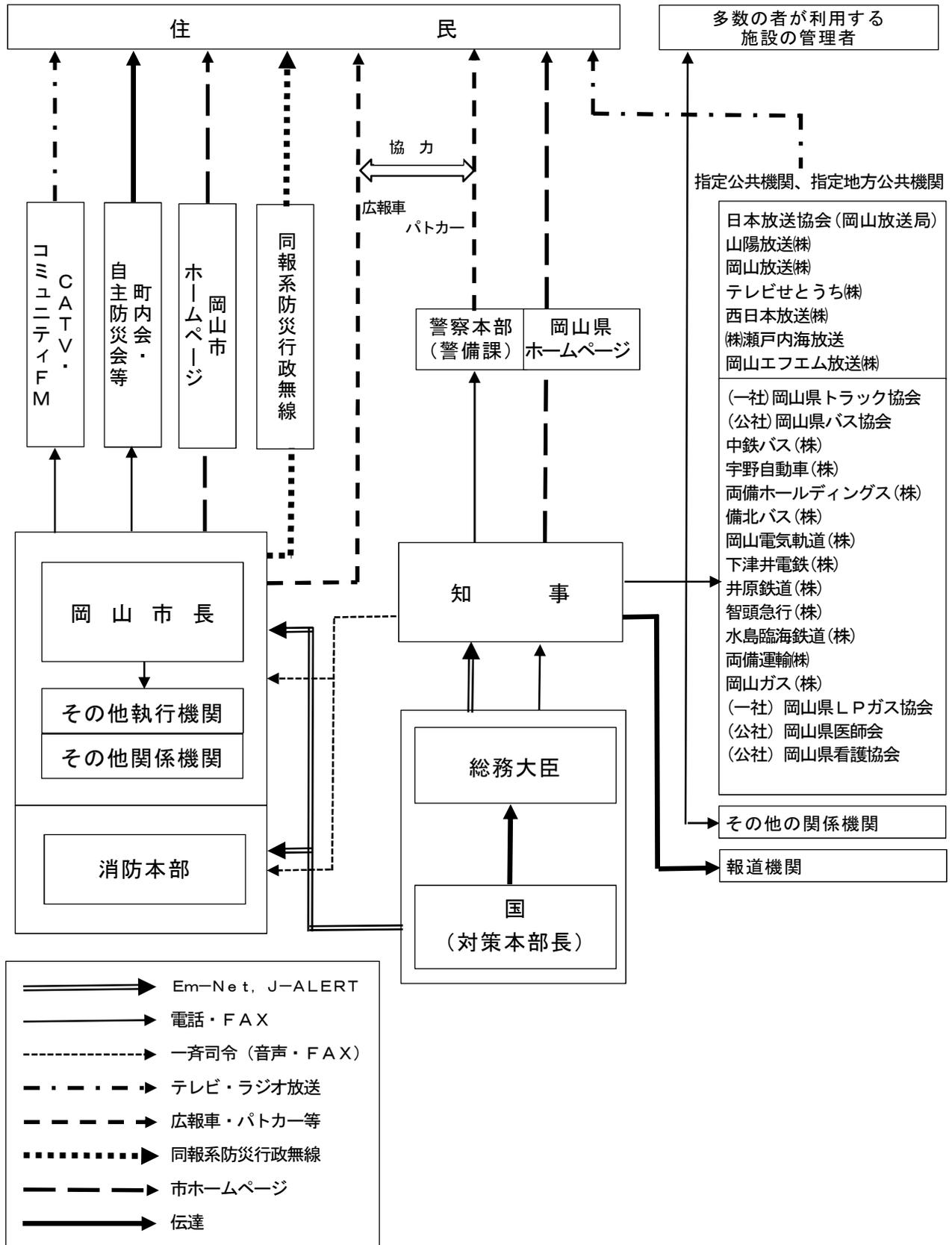
- (1) 市は、知事から警報の通知を受けたときは、または、国の緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による緊急情報を受けたときは、あらかじめ定める伝達方法(伝達先、手段等)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(町内会、消防団、病院、学校等)に伝達するとともに、市の執行機関等に対し、警報の内容を通知する。
- (2) 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://www.city.okayama.okayama.jp/>)に警報の内容を掲載する。



(警報に定める事項)

- ①武力攻撃事態等の現状及び予測
- ②武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③住民及び公私の団体に周知させるべき事項

## 警報の伝達・通知系統図



## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当分の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、同報系防災行政無線や市ホームページへの掲載等により、周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、又は自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を迅速に伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や高齢者、障害者等への個別の伝達を行うなど、効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と密接な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、消防部・保健福祉部、市民協働部等との連携の下で迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、原則としてサイレンは使用しないこととする。  
(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

### 3 緊急通報の伝達等

市長は、知事から緊急通報を受けたときは、警報の伝達方法に準じて緊急通報の伝達等を行う。

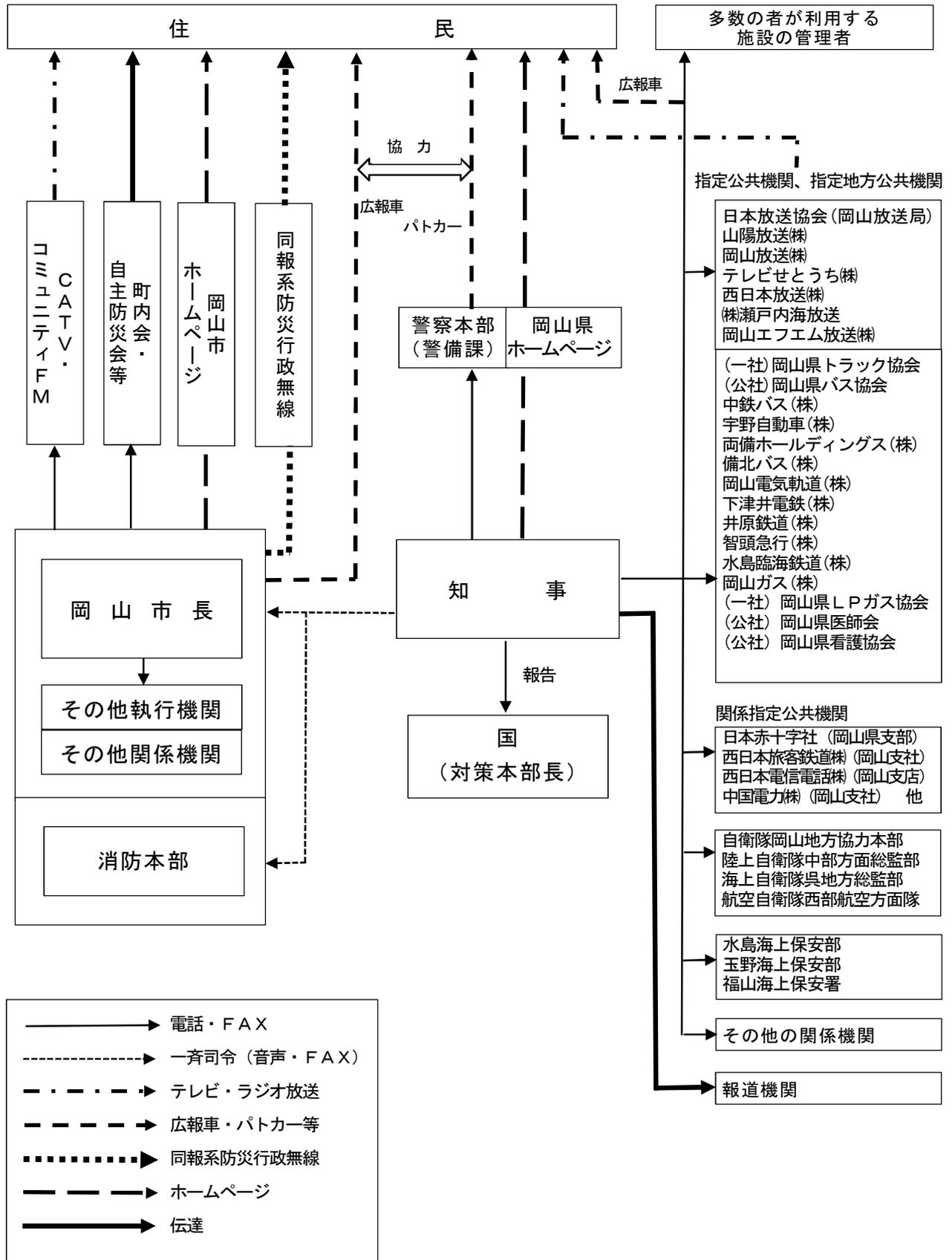
#### 【緊急通報の発令】

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、知事が、緊急の必要があると認めた場合

#### 【緊急通報の内容】

- ・武力攻撃災害の現状及び予測
- ・住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

## 緊急通報の通知・伝達系統図



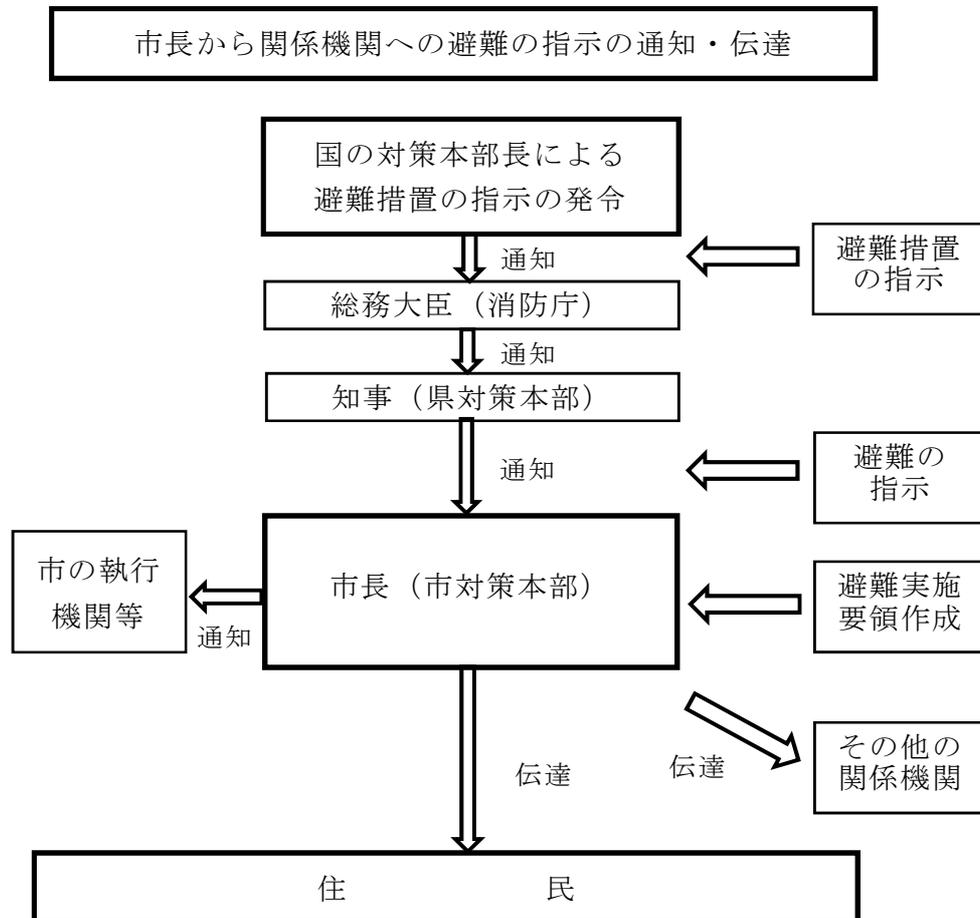
## 第2 避難住民の誘導等

### 1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- (3) 知事又は市長は、県や市の大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

#### 【避難の指示内容】

要避難地域、避難先地域、住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要、主要な避難の経路、避難のための交通手段、その他避難の方法等。





## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けたときは、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から最も適切なものを選択し、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、県、県警察、海上保安部及び自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### (2) 避難実施要領に定める主な事項

#### ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路

#### ② 避難住民の誘導の実施方法

- ア 市職員、消防職団員の配置等
- イ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ウ 要避難地域における残留者の確認
- エ 避難誘導中の食料等の支援

#### ③ その他避難の実施に関し必要な事項

- ア 避難住民の携行品、服装
- イ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

### (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

#### ① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

#### ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

#### ③ 避難住民の概数把握

#### ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

#### ⑤ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

#### ⑥ 高齢者、障害者等の避難方法の決定 (支援班の設置)

#### ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【作成例】

- |   |
|---|
| <p>1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法</p> <p>岡山市における住民の避難は、次の方法で行う。</p> <p>(1) 岡山市〇区〇〇地区の住民は、〇〇市〇〇地区を避難先として、〇月〇日<br/>目途に避難を開始（〇〇時間を目途に避難を完了）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運送手段及び避難経路</li><li>    国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）</li><li>    〇〇駅から〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇〇便予定）</li><li>    〇〇港から〇〇フェリー（〇〇運輸、〇〇便予定）</li></ul> <p>2 避難住民の誘導の実施方法</p> <p>(1) 職員の役割分担</p> <p>    避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民への周知要員、避難誘導要員、市対策本部要員、現地連絡要員、避難所運営要員、水及び食料等支援要員 等</li></ul> <p>(2) 残留者の確認</p> <p>    市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。</p> <p>(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導</p> <p>    誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や町内会など地域住民にも、福祉関係者との連携のもと、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。</p> <p>(4) 避難誘導中の食料等の支援</p> <p>    水、食料支援要員は、〇月〇日〇〇：〇〇に避難住民に対して、水、食料を供給する。集合場所及び避難先施設については、救護所を設置し、適切な医療を提供する。</p> <p>3 その他避難の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。</p> <p>(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。</p> <p>(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。</p> |
|---|

岡山市対策本部

T E L     〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

F A X     〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

・・・以下略・・・

【運送手段及び避難経路（バス・鉄道・船舶・その他）記載例】

① バスの場合

岡山市〇区〇〇地区の住民は、岡山市立〇〇小学校グラウンドに集合する。

その際、〇月〇日を目途に、できるだけ町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、〇〇市立〇〇中学校に避難する。

② 鉄道の場合

岡山市〇区〇〇地区の住民は、〇〇鉄道〇〇線〇〇駅前広場に集合する。

その際〇月〇日〇時〇分を目途に、できるだけ町内会、事業所等の単位で行動し、〇〇駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又は〇〇通りを使用すること。

集合後は、〇月〇日〇時〇分発〇〇市〇〇駅行きの電車で避難する。

〇〇市〇〇駅到着後は、市職員の誘導に従って、主に徒歩で〇〇市立〇〇中学校体育館に避難する。

③ 船舶の場合

岡山市〇区〇〇地区の住民は〇〇市〇〇港に、〇月〇日〇時〇分を目途に集合する。

その際、〇月〇日〇時〇分を目途に、できるだけ町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇月〇日〇時〇分発〇〇市〇〇港行きの、〇〇運輸が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

④ 徒歩・自転車等の場合

岡山市〇区〇〇地区の住民については、〇〇市〇〇地区へ避難すること。

徒歩や自転車等により避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

⑤ 屋内待避の場合

要避難地域に該当する岡山市〇区〇〇地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

\* 障害者や高齢者等の避難又は中山間地域にあって公共交通機関が未整備な地域の住民でこれによることができない者の避難にあっては、必要に応じ、県警察に意見を聴いたうえで、自動車の使用を認めることもある。

\* 島しょ部の住民の避難には、運送事業者の船舶を利用する。

【国の対策本部長による利用指針の調整】

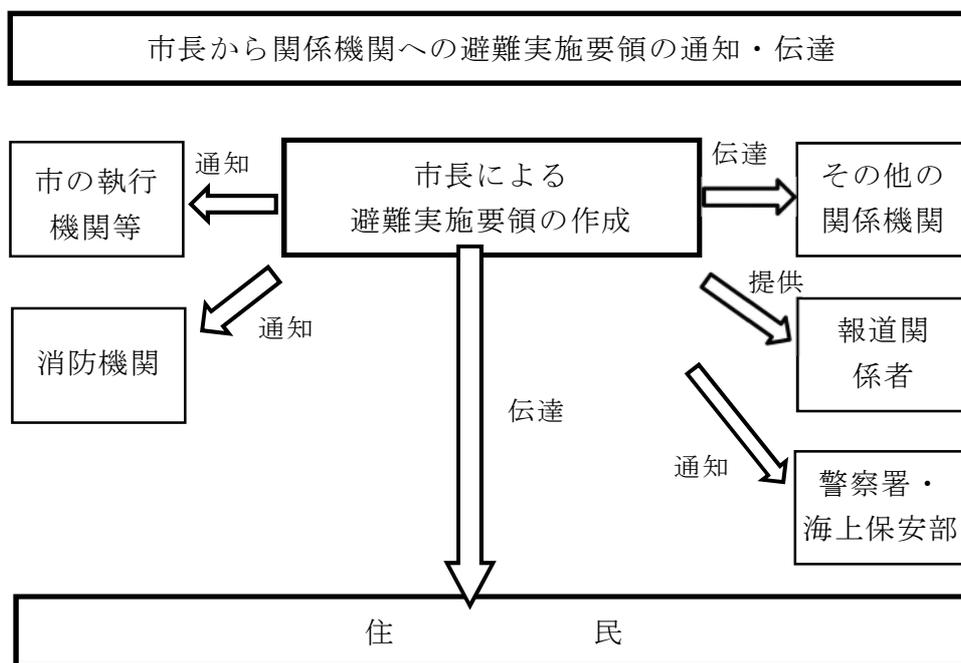
自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を定めたときは、市の執行機関及び消防機関、県、県警察、自衛隊のほか、海上関係については海上保安部（離島及び沿岸部に限る。）、また、関係する運送事業者である指定地方公共機関等に通知する。

また、市長は、防災行政無線、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得て、避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な高齢者、障害者等の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障害者等に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等、地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、高齢者、障害者等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

ただし、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局部的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、また、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 誘導時に必要な警告や指示等

市長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の要請に応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

【避難の実施体制】（参考）

	実施者	内 容	実施の基準
置 避 示 難 指 措	国対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「要避難地域」</li> <li>・「避難先地域」</li> <li>・関係機関が講ずべき措置の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の避難が必要であると認めるとき</li> </ul>
	知 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「要避難地域」</li> <li>・「避難先地域」</li> <li>・関係機関が講ずべき措置の概要</li> <li>・主要な避難経路</li> <li>・避難のための交通手段</li> <li>・その他の避難の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国対策本部長が避難措置の指示をしたとき</li> <li>・知事が自ら当該避難地域の近接地域の住民も避難させることが必要であると認めるとき</li> </ul>
避 難 住 民 の 誘 導	市 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記避難の指示の伝達</li> <li>・避難実施要領の策定 (避難の経路、手段、手順) (避難住民の誘導の実施方法) (関係職員の配置) (その他避難、誘導に必要な事項)</li> <li>・避難実施要領の内容の伝達・通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が住民に対し避難の指示をしたとき</li> </ul>
	市の職員 ・消防団員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が避難誘導を実施するとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
	消防職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が避難誘導を実施するとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入禁止、退去の措置</li> <li>・道路上の車両等の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官又は海上保安官がその場にはいないとき</li> </ul>
	警察官・ 海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の要請があったとき</li> <li>・知事の要請があったとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> <li>・立入禁止、退去の措置</li> <li>・道路上の車両等の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
	自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の要請があったとき</li> <li>・知事の要請があったとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入禁止、退去の措置</li> <li>・道路上の車両等の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められ、警察官又は海上保安官がその場にはいないとき</li> </ul>
	県の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の要請があったとき</li> <li>・市長に避難住民の誘導の指示を行っても所要の避難住民の誘導が当該市長により行われない場合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警告、指示</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な事態が発生するおそれがあると認められるとき</li> </ul>	

## 第6章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事を経由して、対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

なお、第2編第2章3に定める市と県との役割分担において、市が主な実施主体となる場合（以下「主な実施主体となる場合」という。）も同様とする。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 県による救援の実施に係る調整

市長は、政令指定都市が県と同様の立場で救援を行うことから、救援の円滑な実施のため、知事と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

### 2 関係機関との連携等

#### (1) 県への要請等

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

また、市長は、知事から事務の委任を受けた場合又は主な実施主体となる場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合又は主な実施主体となる場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

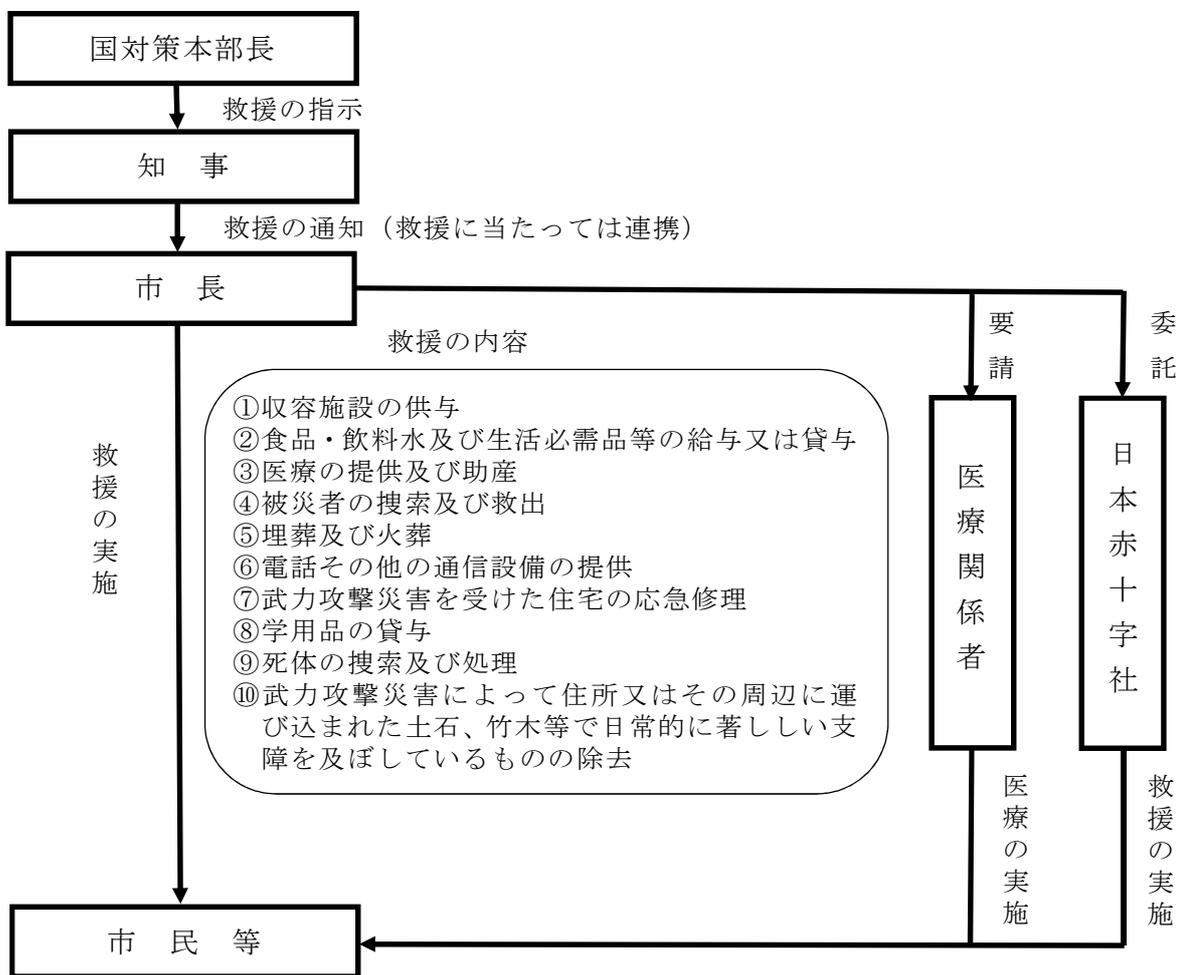
(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合又は主な実施主体となる場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

【救援フロー図】



### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び市国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出る。

#### (2) 救援の内容

市長は、救援の実施に関しては、それぞれ次の点に留意して行う。

##### ① 収容施設の供与

- ・避難所の候補の把握（市民等を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・避難住民等の男女のニーズの違いへの配慮
- ・高齢者、障害者等の特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等の特配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・長期避難住宅等の設置のための資機材等の不足が生じた場合の対応
- ・提供対象人数及び世帯数の把握

##### ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・物資の提供体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
- ・提供対象人数及び世帯数の把握
- ・引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

##### ③ 医療の提供及び助産

- ・医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・避難住民等の健康状態の把握
- ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保

##### ④ 被災者の捜索及び救出

- ・被災者の捜索及び救出の実施について県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力

- ⑤ 埋葬及び火葬
  - ・墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
  - ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
  - ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
  - ・あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知」参考）
  - ・県警察及び海上保安部との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
  - ・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續きに係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
  - ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
  - ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
  - ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
  - ・聴覚障害者等への対応
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
  - ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
  - ・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
  - ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
  - ・応急修理の相談窓口の設置
- ⑧ 学用品の給与
  - ・児童生徒の被災状況の収集
  - ・不足する学用品の把握
  - ・学用品の給与体制の確保
- ⑨ 死体の捜索及び処理
  - ・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部の関係機関との連携
  - ・死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
  - ・死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
  - ・死体の一時保管場所の確保
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
  - ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
  - ・障害物の除去の施行者との調整
  - ・障害物の除去の実施時期
  - ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

#### 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

NBC攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ・医療関係者からなる救護班による緊急被爆医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により緊急被爆医療チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージ（治療の優先順位をつけるための患者の振り分け）や汚染・被爆の程度に応じた医療の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へワクチンの接種等の防護措置）
- ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

#### 5 救援の際の物資の売り渡し要請等

(1) 救援に際し市長が行う要請等

① 市長は、救援を行うために必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

○救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資(特定物資)について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

○前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が応じない場合の特定物資の収用

○特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

○収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

○特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

○特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

なお、市長は、特定物資の収用並びに保管命令及び土地等の使用を行うときは、国民保護法に基づき公用令書を交付する。

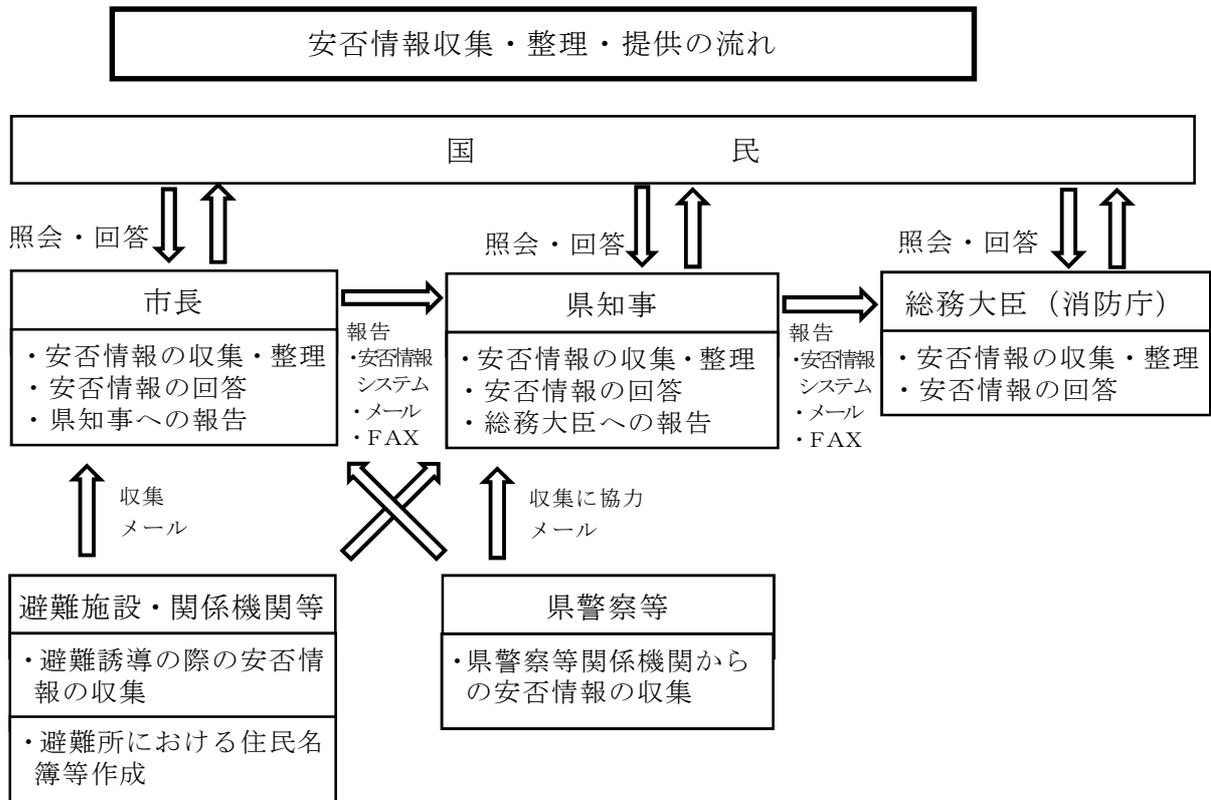
② 市長は、救援の実施に必要な物資が不足し調達が困難な場合には、関係指定行政機関に、物資の調達について県を通じて支援を求める。

(2) 医療の要請及び指示並びに医療関係者の安全確保

市長は、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医療、看護婦その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示することができる。この場合、市長は、当該医療関係者に当該医療

を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

## 第7章 安否情報の収集・提供



### 1 安否情報の収集・整理

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報については、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、業務を遂行する中で安否情報を保有している可能性のある運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。

その場合は、各機関の自主的な判断に基づいて提供が行われるよう留意する。

#### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

(4) 安否情報収集様式

市が収集する安否情報については、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号のとおりとする。

【様式第1号】（安否情報収集様式（避難住民・負傷住民））

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用する。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがある。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合がある。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行う。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指す。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入すること。

【様式第2号】(安否情報収集様式(死亡住民))

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他( )
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用する。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがある。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合がある。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行う。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指す。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入すること。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とする。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を、安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合には、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

### 【様式第3号】（安否情報報告書）

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（傷病）の該当	⑨負傷又は傷病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
  - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】(安否情報照会書)

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住所(居所) 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他( )
その他個人を識別するための情報		
※申請者の確認		
※備 考		

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

(2) 安否情報の回答

市は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理しているときは、次の手続きにより回答を行う。

- ① 安否情報の照会を行う者の身分証明書等により本人であることを確認する。
- ② 照会による回答が不当な目的に使用されるおそれがないことを確認する。
- ③ 安否情報省令第4条に規定する様式第5号の項目中、避難住民に該当するかどうか及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているかどうかの2項目について原則として回答する。

なお、上記2項目以外の事項について照会があった場合は、照会に係る者の同意があるなどの特別な事情があるときは、照会のあった2項目以外の事項について回答する。

- ④ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を記録する。

【様式第5号】(安否情報回答書)

殿		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本          その他 (          )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入したうえで、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

**4 日本赤十字社に対する協力**

市は、日本赤十字社岡山県支部の要請があったときは、個人情報の保護に配慮しつつ、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

## 第8章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処の基本的事項等

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 関係機関との協力

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

市長は、爆弾等によるものと思われる火災の発生や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死など、武力攻撃災害の兆候とみられる事実を発見した者からの通報、又は、消防職員、警察官、海上保安官等からの当該兆候を確認した旨の通知を受けた場合において、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### 【退避の指示（一例）】

※「〇区〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。  
※「〇区〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### 【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

### (6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を講ずる。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を講ずる。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を講ずる。
- ③ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長及び消防局長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

## 第3 生活関連等施設における災害への対処等

### 1 生活関連等施設の安全確保

#### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

#### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

#### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

#### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

#### 【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

(対象)

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの

(措置)

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の（措置）①から③の措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 N B C 攻撃による災害への対処等

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### 1 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### 2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### 3 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### 4 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### (1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

炭疽菌等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

5 市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄（即時強制）
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただ

し、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、職員が現場で指示を行う。

①	当該措置を講ずる旨
②	当該措置を講ずる理由
③	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
④	当該措置を講ずる時期
⑤	当該措置の内容

## 6 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第9章 被災情報の収集及び報告

### 1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にし、情報の収集を行う。
- (3) 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、被災情報の第一報を県及び消防庁に対し、電子メール、FAX等により報告する。
- (4) 市は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定められた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

#### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）						
平成 年 月 日 時 分						
岡 山 市						
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）						
(1) 発生日時 平成 年 月 日						
(2) 発生場所 岡山市〇区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）						
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要						
3 人的・物的被害状況						
人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
		重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入すること。

年 月 日	性 別	年 齢	概 況

## 第10章 保健衛生の確保その他の措置

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講ずる。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者等の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

### 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、

速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第11章 国民生活の安定に関する措置

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために次のような措置を行う。

（関係法令に基づく措置）

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に基づく措置

国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合においては、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く。）及び市の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、

- ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
- イ 特定物資を生産、輸入又は販売する事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
- ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
- エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
- オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合には、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く。）及び市の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

## 2 避難住民等の生活安定等

### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

### (2) 公的徴収金の減免等

市は、被災者の負担の軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の市税その他市の徴収金について、減免その他必要な措置を災害の状況に応じて実施する。

## 3 生活基盤等の確保

水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

## 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

### 【赤十字標章等及び特殊標章の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な赤十字標章等及び特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### 1 赤十字標章等

#### (1) 標章

第一追加協定書第8条（1）に規定される特殊標章。  
（白地に赤十字から成る。）



（白地に赤十字）

#### (2) 信号

第一追加協定書第8条（m）に規定される特殊信号。  
（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）

#### (3) 身分証明書

第一追加協定書第18条3に規定される身分証明書。

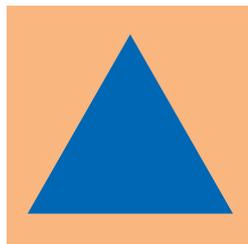
#### (4) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

### 2 特殊標章等

#### (1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。



（オレンジ色地に青の正三角形）

#### (2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

### 3 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

(1) 赤十字標章等の交付及び管理

市長は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要領を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力する医療機関又は医療関係者  
(①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防局長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

（市長）

- ・国民保護措置に係る職務を行う市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ・消防団長及び消防団員

（消防局長）

- ・国民保護措置に係る職務を行う消防局長の所轄の消防職員
- ・消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### 4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

#### 1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生したときは、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### 2 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等、関係機関との通信機器が損壊する等により通信に支障が生じたときは、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### 3 ライフライン施設及び輸送路の確保に関する応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

また、市は、武力攻撃災害が発生した場合には、管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

#### 4 県に対する支援の求め

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認めるときは、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他の支援を求める。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

また、市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。なお、必要に応じて、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされており、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。なお、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償、実費弁償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

#### (3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態

本計画が対象として想定する緊急対処事態については、次のとおりである。

(第1編第5章2の再掲)

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、次の2に掲げる警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態は、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。



資 料 編



## 【用語集】

### 【あ行】

#### N B C 攻撃

核兵器(Nuclear)、生物兵器(Biological)、化学兵器(Chemical)による攻撃。

##### 〔核兵器〕

核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。(例)核爆弾、大陸間弾道弾(I C B M)、潜水艦発射弾道弾(S L B M)等。

##### 〔生物兵器〕

生物兵器とは、細菌・ウイルス・菌、又はそれらが生成する毒素を利用し、人畜に致死性あるいは悪影響を与える事を目的とした兵器の総称である。化学兵器とあわせて貧者の核兵器と言われる。(例)炭疽菌、ボツリヌス菌毒素等。

##### 〔化学兵器〕

化学兵器とは、人工的に生成された化学物質(ガスに限定されない)により、人間を致死させる兵器の総称で、毒ガス兵器もこれに含まれる。大きく分類して、神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別できる。

#### 応急公用負担

県知事や市長が他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収容すること。この職権を行使できる要件は、次のとおりである。

- 1 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であること。
- 2 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときであること。

#### 応急復旧

一時的な補修や修繕のことをいい、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる。

### 【か行】

#### 救命救急センター

我が国の救急医療体制は、「休日夜間急患センター」や「在宅当番医制」による第1次救急医療体制を中心として、「病院郡輪番制方式」や「共同利用型病院方式」による第2次救急医療体制さらに、各地域での最終的な救急医療の受入れ機関となる「救命救急センター」による第3次救急医療体制から構築されている。県内では、総合病院岡山赤十字病院、倉敷中央病院、津山中央病院。

#### 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

#### 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

#### **警戒区域**

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域。

#### **警報**

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより、国の対策本部長が発令するもの。

#### **高度救命救急センター**

広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特定疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有する病院。

県内では、川崎医科大学附属病院、岡山中央病院。

#### **国際人道法**

武力紛争の状態において、最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。

「戦闘で傷ついた兵士や捕虜、又、戦闘に参加しない文民の保護」、「戦闘においては敵に不必要な苦痛を与えない」、「文民と戦闘員、あるいは民間の施設と軍事施設を区分し、攻撃を軍事目標に限定する」といった基本的な考え方の上に成り立つ。国際人道法で中心的なものが 1949 年のジュネーブ諸条約と 2 つの追加議定書。

#### **国民保護措置**

国民の保護のための措置。武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最小となるようにするための措置。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等。

#### **国民保護等派遣**

防衛大臣が、知事から要請を受けた場合や、対策本部長の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣。（自衛隊法第 77 条の 4）

##### **〔治安出動〕**

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。（自衛隊法第 78 条）

##### **〔防衛出動〕**

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。（自衛隊法第 76 条）

#### **国民保護法第 35 条**

市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

計画に定める事項、国県計画との整合性の確保、県知事への協議、議会報告。

#### **国民保護法第 39 条**

国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に市町村国民保護協議会を置く。

**【さ行】****（高齢者、障害者等）支援班**

市町村は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「（高齢者、障害者等）支援班」を設け、高齢者、障害者等の避難支援業務を的確に実施する。

**指定行政機関**

事態対処法第2条第4号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務庁、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省等の29機関。

**指定地方行政機関**

事態対処法第2条第5号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の地方機関で、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、管区气象台、管区海上保安本部等の25地方機関。

**指定公共機関**

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人で、事態対処法第2条第6号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。

**指定地方公共機関**

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益事業を含む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定するもの。

**自主防災組織**

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力しあって「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的とした組織。

**生活関連等施設**

発電所、浄水施設、危険物等の取扱所など国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。（生活関連等施設の種類及び所管省庁、県担当部局については別表、資料P.6参照）

**赤十字標章等及び特殊標章等**

千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（略称「第一追加議定書」）において規定される標章等で、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

**相互応援協定**

災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定。

#### **即時強制**

私人の履行義務を前提とせず、行政機関が直接に私人の身体や財産に実力を加えて行政目的を実現することをいう。私人に義務を課する暇がない緊急の場合や、義務を課したのでは目的が達せられない場合などに用いられる。

### **【た行】**

#### **対処基本方針**

武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。

#### **退避**

目前の危機を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れること。

#### **ダーティボム（汚い爆弾）**

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。

#### **弾道ミサイル**

ロケット推進により発射された後、放射線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル。

#### **同報系防災行政無線**

屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接、同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。

#### **特定物資**

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

### **【な行】**

#### **（財）日本中毒情報センター**

化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集と整備ならびに問い合わせに対する情報提供等を行い、我が国の医療の向上を図ることを目的とした機関。

設立経緯：日本救急医学会が中心となり、厚生省健康政策局の指導の下に、1986年設立。

### **【は行】**

#### **非常通信（非常通信協議会）**

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会。

#### **非常通信体制**

災害発生時などの非常時において通信を確保する体制。

#### **避難先地域**

住民の避難先となる地域。（住民の避難経路となる地域を含む。）

#### **避難施設**

知事が指定する、住民を避難させ又は避難住民等の救援を行うための施設。

### **避難実施要領**

知事から避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他の避難の方法などに関して定める避難の具体的な内容を定めて、住民へ伝達し、関係機関へ通知する要領。

あらかじめ、避難の指示があったとき、速やかに避難実施要領が作成できるよう、消防庁が作成する避難マニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンを記載した市町村避難マニュアルを作成する等の準備を行うとされている。

### **避難住民**

避難を行った者又は避難の途中にある者。（住民以外の滞在者を含む。）

### **避難誘導**

避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと。

市町村長は、避難実施要領で定めるところにより、市町村職員や消防職団員を指揮し、避難住民を誘導する。

住民の避難は、国民保護措置の中でも最も重要な措置であり、その中でも避難住民の誘導は重要かつ困難な措置であることから、市長の権限とされている。

### **輻輳（ふくそう）**

交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し通信が滞ること。

### **武力攻撃災害**

武力攻撃により、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。

### **武力攻撃事態**

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

### **武力攻撃予測事態**

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予浴されるに至った事態。

### **武力攻撃事態対処法**

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」

武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

### **武力攻撃事態等**

武力攻撃事態及び武力攻撃予浴事態。

### **防災行政無線**

県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム。

## **【や行】**

### **要避難地域**

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域。

## 別表

## 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当部局
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	—
	2 号	ガス工作物	経済産業省	—
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省	保健福祉部 (※1)
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	土木部 (※2)
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6 号	放送用無線設備	総務省	—
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省	県民生活部
	9 号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 農林水産部
第 28 条	1 号	危険物	総務省 消防庁	総務部
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部
	3 号	火薬類	経済産業省	総務部
	4 号	高圧ガス	経済産業省	総務部
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	—
	6 号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	—
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含 む。）	文部科学省	—
	8 号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	総務部
	10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務 大臣）	—
	11 号	毒性物質	経済産業省	—

※ 1 水道供給人口が 5 万人以下に限る。

※ 2 軌道施設に限る。

## 【避難実施要領のパターンについて】

### ○ 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

### ○ 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当課を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

<p>着上陸侵攻の場合</p>
-----------------

- (1) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- (2) 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島外への避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

市では、当該運送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、運送の拠点となる港湾へ運送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

(離島からの避難の場合)

避難実施要領（一例）

〇〇 市長  
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、〇〇市〇〇島の全島を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・・・・。  
(対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)  
知事は、別添の避難の指示を行ったところである（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市は、〇〇島の全域の住民約〇〇〇名について、〇〇日〇〇時〇〇分を目途に避難住民の運送を開始する。避難は、〇〇日～〇〇日の3日かけて行う。

島外への避難住民の運送は、〇〇港から、〇〇汽船のフェリー2隻、〇〇輸送のフェリー3隻をピストン運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも海上保安部の船艇・航空機及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請している。

〇〇市は、住民を徒歩により、〇〇〇に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情がある場合以外は、認めない。

避難先は、当面の間は、〇〇市町村の〇〇公民館及び〇〇体育館とする。

(※) 島外への輸送手段については、県が国と、又は市が県と調整して、指定地方公共機関（又は指定公共機関）である運送事業者の輸送手段をチャーターする。

(※) 島内の各地域からフェリーの発着港湾までの移動は、基本的には、市が、島内のバスや公用車両を活用して行う。交通手段が不足する場合は、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。

## (2) 事前準備の呼びかけ

全住民に対して、防災行政無線や連絡網により、避難のための準備を行うことを呼びかける。

その際、広報車やヘリコプター等を活用して、周知する。

職員は、担当地域を配分して、各町内会単位での避難者リストを、町内会長や消防団長の協力を得て作成する。その際、各地区の避難希望日時の要望を聴取する。

避難用バスの時間等については、防災行政無線や連絡網により知らせるとともに、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。

高齢者、障害者等については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。また、高齢者、障害者等支援班を設けて、避難の支援を行う。

## (3) 避難所等までの避難

避難所等までは、徒歩により移動する。自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

〇〇市は、避難者リストを作成し、各地区の住民は、出来るだけまとまって集団で行動するよう努める。

避難の最終日においては、避難者リスト等に基づき、残留者を個別訪問して、避難の有無を確認する。

(※) 島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

## (4) 港湾における対応

港湾においては、避難連絡所を設置して、職員が、作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて、乗船させるとともに、食料や飲料水を配給する。

## (5) 避難先における対応

避難先の港湾においては、連絡所を設置し、県の支援により、〇〇公民館、〇〇体育館までの運送手段の調整を行う。

※ 誘導に際しての留意点、各部の役割、連絡・調整先等の記載は略。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

(2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

(3) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

**【避難に比較的余裕がある場合の対応】**

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

**【昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応】**

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)	
〇〇 市長	
〇月〇日〇時現在	
1 事態の状況、避難の必要性	
<p>対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装作業員による攻撃の可能性あることを踏まえ、警報を発令し、〇〇市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。</p> <p>(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)</p> <p>知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。</p> <p>(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。</p>	
2 避難誘導の方法	
(1) 避難誘導の全般的方針	
<p>〇〇市は、A・B・C地区住民約〇〇〇名を本日〇〇時〇〇分を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日〇〇時〇〇分以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市立〇〇小学校へ避難させる。</p> <p>この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。</p> <p>避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。</p> <p>(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。</p> <p>(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。</p>	
(2) 市の体制、職員派遣	
<p>① 市対策本部の設置 国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。</p> <p>② 市職員の現地派遣 市職員各〇〇名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇市立〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。</p> <p>③ 避難経路における職員の配置 避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。 また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。</p>	

## ④ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

## (3) 輸送手段

## ① 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

## ア A地区

約〇〇〇名、A公民館、市保有車両×〇〇台 〇〇バス〇〇台

## イ B地区

約〇〇〇名、B公民館、〇〇バス〇〇台 大型バス〇〇台

## ウ C地区

約〇〇〇名、C公民館、〇〇バス〇〇台 大型バス〇〇台

## エ その他

## ② 輸送開始時期・場所

〇〇日〇〇時〇〇分、A・B・C公民館

## ③ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

## (4) 避難実施要領の住民への伝達

① 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

② 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の町内会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

③ 担当職員は、高齢者、障害者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

④ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

⑤ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

⑥ 高齢者、障害者等については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

⑦ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

#### (5) 一時避難場所への移動

- ① 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- ② 消防機関は、町内会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ③ 自力避難困難者の避難
 

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「高齢者、障害者等支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。

ア ○○病院の入院患者○○名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

イ △△老人福祉施設入居者○○名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

ウ その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「高齢者、障害者等支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

#### (6) 避難誘導の終了

- ① 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- ② 避難誘導は、○○時○○分までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」(p資料24参照)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ② 市の誘導員は、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ③ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ④ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ① 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- ② 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ③ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ④ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- ⑤ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割  
別に示す。

4 連絡・調整先

- ① バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- ② バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。
- ③ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- ④ 対策本部設置場所：〇〇市役所
- ⑤ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市立〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市町村の支援を受ける。

## (昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

## 避難実施要領（一例）

〇〇 市長

〇月〇日〇時現在

## (1) 事態の状況

〇〇日〇〇時〇〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇〇日〇〇時現在）。

## (2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される場合は、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

## (3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健全者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、海上保安部、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

## (都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

## 避難実施要領（一例）

〇〇 市長

〇月〇日〇時現在

## 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇地区及び〇〇地区の地域及びその風下となる周辺地域を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

## 2 避難誘導の方法

## (1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市は、要避難地域の住民約〇〇〇名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇地区及び〇〇地区の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安部、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

## (2) 市における体制、職員派遣

## ① 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

## ② 市職員の現地派遣

市職員〇〇名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

## ③ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ① 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- ② 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する町内会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ③ 担当職員は、高齢者、障害者等々の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- ④ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ① ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- ② 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ③ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ① 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ② 腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ③ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ① 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- ② 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ③ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

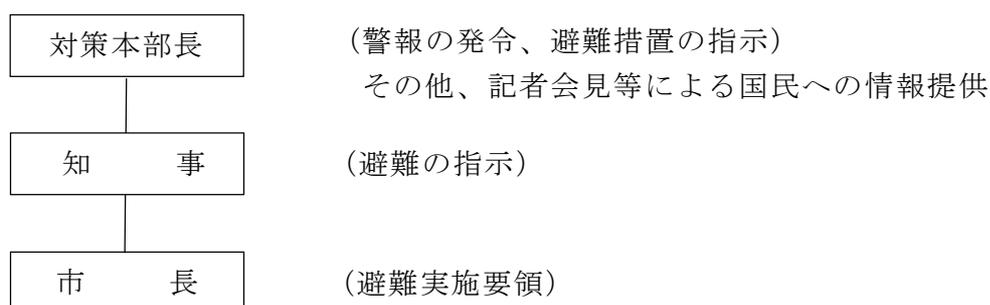
- ① 対策本部設置場所：〇〇市役所
- ② 現地調整所設置場所：〇〇

弾道ミサイル攻撃（または航空機攻撃）の場合

- (1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。  
（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）
- (2) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

※ また、急襲的に航空機攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## 避難実施要領（一例）

〇 〇 市長

〇月〇日〇時現在

## 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」（p 24 参照）が存在する。）。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

## 2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国において、各市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人の人々のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、高齢者、障害者等の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

## (避難誘導における留意点)

### 1. 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 離島については、県による船舶等の運送手段の確保と並行しながら、島内における運送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- 大都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び高齢者、障害者等の避難誘導について、特に重視しなければならない。

### 2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。

- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

### 3. 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 高齢者、障害者等や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員児童委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

#### 4. 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の高齢者、障害者等への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の高齢者、障害者等支援措置を講じていくことが適当と考える。
  - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「高齢者、障害者等支援班」の設置
  - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
  - ③ 社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
  - ④ 一人ひとりの高齢者、障害者等のための「個別計画」の策定等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお「個別計画」を策定するためには、高齢者、障害者等の情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

##### (1) 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

##### (2) 手上げ方式

制度を広報・周知した上で、自ら名簿への登録を希望した者の情報を収集する方式。

##### (3) 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員児童委員などの関係機関等の間で共有する方式。

※平成25年6月の災害対策基本法改正により、高齢者、障害者等の情報を目的外利用することができるようになったことから、(3) 関係機関共有方式を中心にして(1) 同意方式、(2) 手上げ方式も加えて名簿を作成することが可能になった。

## 5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。
  - 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
  - 誘導員は、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
  - 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
  - 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## 6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

## 7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。  
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。平成17年4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

## 8. 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
  - 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
  - 各市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。
- ※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考



岡山市国民保護計画

発 行	平成 1 9 年 2 月
一部変更	平成 2 1 年 2 月
一部変更	平成 2 3 年 3 月
一部変更	平成 2 8 年 2 月
編 集	岡山市危機管理室
	〒700-8546
	岡山市北区鹿田町一丁目 1 番 1 号
	電話 0 8 6 - 8 0 3 - 1 0 8 2